

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 男女参画・こども局こども未来課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和 2 6 年法律第 4 5 号						
手続名	社会福祉法人の解散の認可又は認定	根拠条項	第 4 6 条第 2 項						
審 査 基 準	社会福祉法人が社会福祉法第 4 6 条第 1 項第 1 号（評議員会の決議）の事由に該当し解散する場合は認可する。また、同条同項第 2 号（目的たる事業の成功の不能）の事由に該当し解散する場合は認定する。								
受付 機関	こども未来課	処理 機関	こども未来課	交付 機関	こども未来課	標準処理期間	- 日	目次	
						標準経由期間	- 日		